

中城村立中学校整備事業
実施方針、要求水準書（案）に関する質問及び意見への回答
(追加回答)

令和6年3月12日
中 城 村

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	56	第4	4	(4)				維持管理業務計画書	維持管理業務計画書の提出時期について、「最初の業務実施年度に係る維持管理業務計画書については、維持管理業務開始予定日の6カ月前から本村と調整を行うこと」とありますが、例えば最初の維持管理業務開始予定日が4月1日の場合、前年10月1日から貴村と調整を開始し、4月1日までに貴村及び学校へ提出する(2月末日には提出不要)との理解でよろしいでしょうか。	最初の業務実施年度に係る維持管理業務計画書については、本施設の維持管理業務開始予定日の6ヶ月前から本村と協議を行い、本施設の維持管理業務開始予定日の1ヶ月前までに本村及び学校へ提出することとしています。そのため、本施設引渡し日を4月1日とした場合における維持管理業務計画書の提出時期は、前年10月1日から本村と調整を行った上で、3月1日までに本村及び学校へ提出することとさせていただきます。
2	64	第4	10	(3)			(a)	修繕業務費の計上方法及び支払い方法等	「事業者は、事業期間全体での修繕業務費として、2,500千円(消費税等相当額を除く)を計上し、長期修繕(保全)計画を作成すること」とありますが、当該金額では事業期間全体での修繕業務費に不足するものと思料いたします。計画以上に修繕が必要となった場合は追加費用をお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	令和6年3月8日に公表した「実施方針、要求水準書(案)に関する質問及び意見への回答」における要求水準書(案)に関する質問No.61の回答をご参照ください。
3	64	第4	10	(3)			(b)	修繕業務費の計上方法及び支払い方法等	「修繕業務費は、当該長期修繕(保全)計画をもとに毎事業年度支払うこととする」とありますが、事業契約において年度毎に定めた金額(修繕業務費予算を各年度に振り分けた提案金額)が支払われるのではなく、毎年度更新・提出(業務実施年度の前年度2月末日まで)する長期修繕(保全)計画に定めた金額が支払われる(サービス対価支払金額の根拠)という理解でよろしいでしょうか。	修繕業務費は、事業契約書において年度毎に定めた金額(修繕業務費予算を各年度に振り分けた提案金額)を支払うことを基本とします。
4	64	第4	10	(3)			(c)	修繕業務費の計上方法及び支払い方法等	「修繕業務費の執行残額が生じた場合、事業者は、事業終了時に当該執行残額を本村へ返還することを基本とする」とありますが、長期修繕(保全)計画に定めた年度毎の修繕業務費に執行残高が生じた場合に都度貴村へ返還するのではなく、事業終了時において、事業期間全体での修繕業務費に執行残高が生じた場合に貴村へ返還するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5								資料5	コモンホールに空調は不要との理解でよろしいでしょうか。 また、昨今新たに整備される屋内運動場には空調を完備する事が多くありますが、今回は空調なしでの整備計画との理解でよろしいでしょうか。	現時点では、コモンホール及び屋内運動場へ空調設備を導入する計画はありませんが、事業者の提案を妨げるものではありません。 なお、募集要項等公表時までに方針の変更があった場合には、その旨を要求水準書等にて提示します。